小規模事業者注力型再生ファンド

【中小企業再生ファンド】

募集要項

＜事前審査申請書受付期間＞

令和６年７月２日（火）～令和７年３月３１日（月）まで
なお、予算額に達した場合、予告なく募集を終了することがあります。

＜応募先及びお問い合わせ先＞

独立行政法人中小企業基盤整備機構　ファンド事業部ファンド事業企画課
〒105－8453　東京都港区虎ノ門三丁目５番１号　虎ノ門 37 森ビル
電話 03－5470－1672　／　FAX 03－5470－1624

令和６年７月２日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部

小規模事業者注力型再生ファンド【中小企業再生ファンド】　募集要項

令和６年７月

１．事業目的

民間ゼロゼロ融資の返済本格化に加え、保証付融資の増大や再生支援のニーズが高まることが想定されることから、中小企業支援をより一層強化する必要があります。特に、小規模事業者[1]※については保証付融資の割合が高いことが多く、早期の再生支援につながりにくいことなどから、更なる支援策を検討することが必要です。

そこで、過大な債務を抱えた中小企業・小規模事業者の再生を図るため、従来の制度より再生支援に充てられる期間を長期化（最長 20 年の存続期間が可能）するファンドの組成を可能とし、中小企業等に対して債権買取りや出資等の投資事業や経営改善を行う組合であって、小規模事業者に一定割合投資する組合への出資を通じて、中小企業・小規模事業者の再生を支援します。

２．事業内容、出資限度額

- 過剰債務等により業況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり再生が見込まれる中小企業の再生を中長期的に支援することを目的とする組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号。以下「有限責任組合法」という。）に基づく投資事業有限責任組合に限る。以下同じ。）に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、有限責任組合員として出資します。
- 中小機構の組合に対する出資金額は、１組合につき、出資約束金額総額の２分の１以内かつ６０億円を超えない額とします。
- その他、別紙に掲げる出資要件を満たしていることを条件とします。

【出資スキーム】

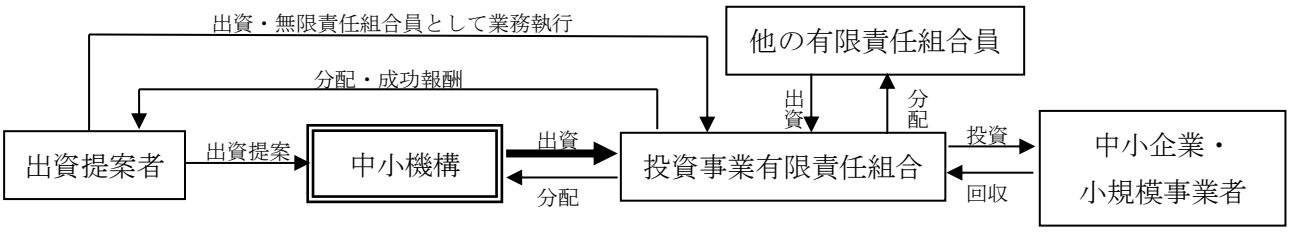

３．公募対象となる方

提案時点で次の全ての条件を満たす事業者。

（１）別紙に掲げる出資要件を満たす組合を組成し、無限責任組合員として業務執行を行おうとする者

[1] 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第５１号）第２条で定める小規模事業者を指します。

（２）直近１年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村民税の滞納がない者
（３）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産者で復権を得ない者でないこと
（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始申立、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続き開始申立がなされていない者

４．申込方法

所定の事前審査申請書その他下記必要書類各１部をメール又は郵送して下さい。

事前審査申請書の様式については、下記「８．応募先及びお問い合わせ先」までお問い合わせください。

（提出書類）
・事前審査申請書（事前審査を通過した方には改めて提案書等のご提出をお願いします）
・組合設立趣意書
・確定申告書（写）（決算書・直近３期分）
・商業登記簿謄本（直近の会社情報を反映したもの）
・会社案内・パンフレット
・組合契約書（既に設立されている組合への出資を希望される場合、最新版）
・その他資料

（注１）事前審査申請書（提案書）の作成等、提案参加に必要な経費は、提案者の負担とします。
（注２）提出書類は、いずれも返却できません。
（注３）必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
（注４）提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

５．受付期間

令和６年７月２日（火）から令和７年３月３１日（月）まで。

なお、予算額に達した場合、予告なく募集を終了することがあります。

６．出資先組合の決定

事前審査申請書（提案書）及びその他必要書類を受理した後、下記審査プロセスを経たうえで総合的に判断し、出資の可否を決定します。

（１）審査プロセス
① 事前審査（事前審査申請書に基づく書面審査等）
② 本審査（提案書に基づく公認会計士同行による現地調査、外部有識者による評価委員会、面接審査等）

（注１）本審査は、事前審査を通過した方から提案書を受領した場合のみ実施します。
（注２）事前審査及び本審査の結果については、書面で通知します。
（注３）審査結果に関するお問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じかねますので、ご承知おき下さい。

（２）審査のポイント

審査にあたっては、「３．公募対象となる方」が出資要件を満たしているかを確認するとともに、下記の各項目について評価するものとします。

【出資提案者の評価ポイント】

① 過去の組合運営実績（投資対象、ＩＲＲ、投資倍率）、中小企業・小規模事業者への投資実績、ハンズオン支援実績、エグジット実績（組織としての実績がない場合は投資担当者個人のもの）
② 経営基盤の安定性（財務状況、組織体制、経営者・役員の経歴）
③ ディールソース、ソーシング力※特に小規模事業者
④ 各種専門家やアドバイザー、関連業界・企業等とのネットワーク
⑤ 中小企業・小規模事業者に対する投資業務への理解、ノウハウ、専門知識

【提案内容の評価ポイント】

① 政策的意義（組合の目的と政策目的の整合、中小企業支援としての意義、中小機構が出資する目的への理解）
② 組合の運営方針（規模・存続期間、投資対象（投資分野）・投資基準・投資方法、想定ＩＲＲ・回収方法・管理報酬・成功報酬（ハードルレートの有無））
③ 他の組合員の構成、出資額及び出資確度
④ 組合の運営体制（投資チームの構成、投資担当者数、投資決定プロセス（発掘・投資委員会の構成・議決方法等）、管理体制、投資回収プロセス、コンプライアンス確保、反社チェックの体制、秘密保持）
⑤ 投資担当者の投資実績、ハンズオン支援実績、エグジット実績。※特に小規模事業者
⑥ 投資候補先の内容（質・量、ソーシング元等）※特に小規模事業者
⑦ 利益相反への対応（同種類似の事業、並行投資、組合関係者と投資先との取引等）

※必ず上記内容を事前審査申請書又は設立趣意書に記載してください。

７．予算額

最大 15 億円

８．応募先及びお問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構　ファンド事業部 ファンド事業企画課
〒105－8453　東京都港区虎ノ門三丁目 5 番 1 号　虎ノ門 37 森ビル

電話 03－5470－1672　／　FAX 03－5470－1624

注意事項

1. 機構から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行ってください。
2. 審査プロセスにおいて機構が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として速やかな対応を行わない場合等）には、その後の審査は行いません。
3. 機構は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等をすることができるものとします。また、機構は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとします。